

女性活躍推進法第19条第6項に基づく取組の実施状況(数値目標に対する進捗状況)の公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第19条第6項の規定に基づく取組の実施状況の公表については、以下のとおりです。

1 長時間勤務関係

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標		公表年月
						数値	年度	
常勤職員の月平均超過勤務時間数	13.4時間	15.8時間	12.8時間	11.7時間	16.9時間	10時間以下	令和6年度	5年7月
常勤職員の月平均30時間以上超過勤務を行う職員の割合	12.0%	15.5%	11.1%	9.9%	18.9%	10%以下	令和6年度	

・一年間分の超過勤務時間の一人当たり・一月当たりの平均値。

・再任用・任期付短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員・非常勤職員を除く。

・時間外勤務手当等が支給されていない職員は対象外。

(取組内容)

・令和2～4年度:「ノー残業デー(毎週水曜日)」と「ワークライフバランスデー(毎月第2金曜日)」、所属長面談の実施

※令和4年度は、通常業務のほかに、全職員が大規模事業(新庁舎移転・国体業務)に従事

2 継続就業及び仕事と家庭の両立関係

項目	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	目標		公表年月
						数値	年度	
常勤職員の年次休暇の平均取得日数	10.5日	10.0日	9.8日	9.7日	10.2日	12日以上	令和6年度	5年7月
常勤職員の年次休暇を年12日以上取得する職員の割合	37.3%	31.5%	31.1%	34.5%	33.7%	45%以上	令和6年度	

・再任用・任期付短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員・非常勤職員を除く。

(取組内容)

・令和2～4年度:首長からの休暇取得の呼びかけ